

令和8年度 大津市社会教育推進事業補助金交付申請要領

1 目的

本要領は、「大津市社会教育推進事業補助金交付要綱」に係る補助事業、補助対象者、補助対象経費、事業の募集等及び審査に必要な事項を定める。

2 事業概要

(1) 事業名 大津市社会教育推進事業補助金交付事業

(2) 事業内容

社会教育関係団体等が実施する社会教育事業に対して、予算の範囲内において補助することにより、青少年指導者の育成と家庭教育並びに社会教育活動の振興を図ることを目的とする。

(3) 事業期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 補助対象事業

本事業の趣旨に沿う事業で、次に掲げる要件を全て満たすものが補助対象とする。

(1) 年度内に完了する事業であること。

(2) 政治活動、宗教活動及び営利事業でないこと。

(3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育事業であること。ただし、この内体育の活動は除く。

また、社会教育事業のうち家庭教育推進事業については、保護者に対する学習機会及び情報提供その他家庭教育を支援するための事業とし、親子又は世代間のふれあい及び交流を促進する事業並びに家庭学習に関する事業は対象外とする。

4 補助金額

補助金の交付額は、別添の「令和8年度 大津市社会教育推進事業補助金申請の手引き」（以下、「申請の手引き」という。）を参照すること。

5 実施形式

公募型

6 スケジュール

① 実施要領の公布日から …公募開始

② 適法な交付申請書類を受理してからおおむね2カ月後 …社会教育委員の会議において補助金交付の可否を決定

※4月30日までに受理した申請は5月開催の社会教育委員会会議に諮るため、おおむね1カ月後に補助金交付の可否を決定

③ 交付決定の通知 …交付の可否が決定してからおおむね1週間以内

7 参加資格

参加資格等詳細については、申請の手引きを参照すること。

8 審査方法

- ① 適法な交付申請書類を受理した順に、事業内容の適否について審査し、補助金の交付予定事業（以下、「交付予定事業」という。）を選定する。選定にあたり必要と認めるときは、教育委員会内に審査委員会を設置して審査する。
- ② 教育委員会において選定した交付予定事業について、社会教育委員の会議において意見を聴取し、補助金の交付の可否を決定する。

9 申請の手続き

(1) 提出書類

ア 大津市社会教育推進事業補助金交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 事業収支予算書（様式第3号）

エ 団体規約・役員名簿等

オ その他市長が必要と認めるもの

（ア）社会教育推進一般事業（広域部門）を申請する場合：各団体の総会資料

（イ）「社会教育推進一般事業」、「家庭教育推進事業」、「青少年指導者育成事業」のうち複数の事業に申請する場合は、事業種別ごとに上記提出書類を提出すること。

カ 補助金交付決定前着手届（様式第4号）

交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、「同意事項」を了承した上で提出すること。

(2) 提出期間及び時間

令和8年4月1日（水）から令和8年12月25日（金）

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時

なお、令和8年4月又は5月から事業に着手する必要がある場合は、令和8年4月30日（木）必着で適法な交付申請書類を提出すること。

また、予算に達し次第受付を終了する。その場合は市ホームページにおいて周知する。

(3) 提出方法

電子メール、持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は令和8年12月25日（金）までに到着したものに限り受け付け、事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先 大津市教育委員会事務局生涯学習課（大津市役所別館2階）

10 交付申請書の作成方法

交付申請書の作成方法については、別添の申請の手引きを参照すること。

1 1 交付の可否にかかる通知

- (1) 通知方法 全ての申請者に対し、文書にて通知
- (2) 通知時期 社会教育委員の会議において交付の可否が決定してからおおむね1週間以内

1 2 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出期限後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 提出された書類は、社会教育法で定める社会教育委員に意見を求める書類として利用する。

1 3 情報公開及び提供

市は申請者から提出された交付申請書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本社会教育推進事業補助金の交付の可否の決定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 4 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て申請者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本社会教育推進事業補助金の交付を実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 申請を取り下げる場合

交付申請書の提出後、都合により申請を取り下げる場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛てに提出すること。

(4) 補助金交付決定前に事業着手する場合

補助金の交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、交付申請書提出時に書面（様式第4号）を提出することにより事前着手を認めるものとするが、交付決定を受けるまでに補助事業に着手することにより生じたあらゆる損失等に係る責任は自らが負うことを了承した上で、事業に着手すること。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 申請資格要件を満たしていない場合

- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (6) 著作権等の権利
- 交付申請書等の著作権は、当該交付申請書等を作成した者に帰属するものとする。
- ただし、補助対象に選定された者が作成した交付申請書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、補助対象者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (7) 申請者は、本社会教育推進事業補助金の交付の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1 5 問合せ先

大津市御陵町3番1号

大津市教育委員会事務局生涯学習課

電話：077-528-2635

ファックス：077-523-5735

メールアドレス：otsu2403@city.otsu.lg.jp